

## 第4回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 星野雅彦は、令和5年9月25日、午後3時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第4回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	入江泰三	2	仲江川 昇	3	岡田稔男
4	蓼沼克夫	5	今泉文子	6	森山正和
7	桐生さとみ	8	亀田幸雄	9	星野雅彦
10	岡村奏一	11	岩下 健	12	本島一喜
13	田島哲夫	14	齋藤 幹	15	清水 茂

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

春山和美、松崎茂夫、杉江豊子、長竹武男、川田 博、岩本仙太郎、田名網 修、関口孝雄、岡部芳男、江原正司、伊藤恵一、吉岡春枝、岡田哲也、長谷川恭正、山根常夫、小林重雄、河内正夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、主査 齋藤秀樹、主任 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名全員でございます。</p> <p>推進委員の出席は17名でございます。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号までについて</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断</p>
----	--

について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善についての  
意見書(案)について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達して  
おりますので、これより第4回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午後3時03分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議長 議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

3番 岡田委員、13番 田島委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長  
専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決  
処理につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお開き下さい。

本件は、市街化区域内にある農地を、農地以外に転用するため、農業委員会  
あてに届出がなされたものにつきまして、報告するものです。本日ご報告する  
ものは、令和5年8月11日から、9月8日までに届出があったものでござい  
ます。

それでは届出の概要について説明いたします。1ページの総括表をご覧く  
ださい。

はじめに、農地法第4条です。第4条は、農地の所有者自らが転用する場合  
の手続きでございます。今月の届出受理は、件数が2件、筆数が3筆、面積が  
1,040㎡です。

続いて、農地法第5条です。第5条は、農地の所有者以外の者が農地を取得、  
または借り受けるなどして転用する場合の手続きでございます。今月の届出  
受理は、件数が16件、筆数が19筆、面積が5,926㎡です。

合計いたしまして、件数が18件、筆数が22筆、面積が6,966㎡です。

第4条届出の詳細を2ページに掲載しております。申請番号1番につきま  
して、若干ご説明させていただきます。申請人は不動産業を営む法人でありま  
す。農業を営む法人ではございませんので、届出地を農地として所有している  
ものではありません。本件は、当該法人が過去に第5条届出を提出して所有権  
移転登記を行いました。農地から宅地への地目変更登記を行っておりませ

んでした。その後、転用行為が完了し、地目変更登記を行うこととなりましたが、当初の届出受理書が手元からなくなっていたため、やむを得ず第4条届出を行ったものであります。便宜上、このような形で農地転用届出を重ねて出すことがあります。農地所有適格法人でない者が耕作する目的で農地を所有しているわけではありませので、ご留意いただきたいと思います。

続いて、第5条届出の詳細を3ページから7ページまでに掲載しております。第5条につきましても、農業法人でない法人が譲渡人となっているものがありますが、これは先ほどの第4条届出と同様、過去に第5条届出を行って取得したものでございます。4ページの申請番号5番、6ページの12番、13番などがそのような事情によるものです。

なお、その他個別の内容については、説明を省略させていただきます。お目通しいただき、ご不明なところ、疑問点、ご質問等ありましたらご発言いただきますようお願いいたします。説明は以上です。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の8ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号1番です。申請地は名草下町にあります田及び畑、計4筆、面積の合計は2,112㎡です。契約及び権利の内容は、売買による所有権の移転です。譲渡理由は、労力が不足しており、経営を縮小するため手放したい、というものです。譲受理由は、自宅に隣接し、耕作に便利のため取得したい、というものです。譲受人の現在の耕作面積は17,970.17㎡であり、本申請地を取得した後の耕作面積は、20,082.17㎡となります。

議案書の123ページをお開きください。調査書をご覧ください。各項目のうち、第2項第1号、第4号、第6号、以上3項目についてすべて「適」となっております。第1号の全部効率利用要件につきましては、譲受人が所有する農業用機械の状況、農作業に従事する者の数からみて、耕作すべき全ての農地を効率的に利用することが必要です。本件の譲受人につきましては、近隣の自作地において耕作を行っていることから、要件を満たすものと考えられます。

続きまして、第4号の常時従事要件ですが、これは、譲受人が農地の取得後に、必要な農作業に常時従事すると認められることが必要です。常時従事とは、一般的に年間150日以上従事することとされており、本件の譲受人は、160日従事する予定であり、要件を満たすものと考えられます。

続きまして、第6号の地域調和要件ですが、本申請地は山あいの中山間地域

にあり、山と集落に囲まれた、比較的生産性の低い農地です。圃場整備等の農地整備は行われておらず、申請地周辺において集積・集約への影響はないものと考えられます。

以上、3つの要件はすべて「適」となり、他の項目につきましては適用がございません。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

3条許可申請は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

6番 森山委員

6番

6番 森山です。調査の結果を報告いたします。

資料の123ページをご覧ください。

調査年月日は令和5年9月14日、木曜日、午前9時から、調査班は本島運営委員長を班長といたしまして、岡田委員、岩下委員、齋藤委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、農地法第3条許可申請に伴い申請地1筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地、1筆については申請地に近接しており調査時に併せて確認をし、残りの農地については事前に事務局が確認をし、適正に耕作がなされていることの報告を受けました。

なお、申請地は譲受人の自宅に近接しており、営農する他の農地の耕作状況、水路や道路等の状況から、周辺地域の農地集積への影響はないものと考えられることを、調査班が確認、判断しております。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員

意見ありません。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主任

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

9月の5条許可申請件数は6件で、一般住宅が2件、太陽光発電設備が3件、蓄電設備が1件となっております。議案書9ページから10ページの一覧表及び議案書後半の個別の調査書を見ながらご説明いたします。

1番、申請地は川崎町地内の畑、1筆430㎡となっております。

転用の用途は一般住宅で、申請事由は記載のとおりとなっております。契約内容は売買、農地区分は、第1種農地に区分されます。

議案書の125ページをお開きください。調査書となっております、許可にあたっての判断項目を載せておりますが、各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書の9ページにお戻りください。1番の備考の欄をご覧ください。

都市計画法の開発許可の申請が同時に申請されています。

続きまして、申請番号2をご覧ください。

2番、大沼田町地内の田、5筆、計1,019.29㎡となっております。転用の用途は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル300枚を設置しようとするもので、申請事由は記載のとおりとなっております。

契約内容は売買、農地区分は第2種農地となっております。議案書の126ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書の9ページにお戻りいただき、2番の備考欄をご覧ください。

都市計画法の開発許可を要さない案件となっております、本市の再生可能エネルギー条例の確認が済んでいることを確認しています。

続きまして、議案書10ページ、申請番号3をご覧ください。

3番、申請地は寺岡地内の畑、3筆、計970㎡となっております。転用の用途は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル187枚を設置しようとするもので、申請事由は記載のとおりとなっております。

契約内容は賃借権の設定、農地区分は第2種農地です。

議案書の127ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書10ページの備考欄をご確認ください。各基準は先ほど2番と同様になっています。

続きまして申請番号4をご覧ください。

4番、申請地は堀込町地内の田、293㎡となっております。転用の用途は一般住宅で、申請内容は記載のとおりです。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の128ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書10ページの備考欄をご覧ください。都市計画法の開発許可の申請が同時に申請されています。

続きまして、申請番号5をご覧ください。

5番、申請地は堀込町地内の田2筆、畑1筆、計1,092㎡となっています。

転用の用途は蓄電設備用地、再生可能エネルギーの発電等で発生した余剰電力を蓄電するための設備を設置しようとするもので、申請内容は記載のとおりです。契約内容は売買、農地区分は第2種農地です。議案書の129ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書10ページの備考欄をご覧ください。こちらは都市計画法の開発許可は要さない案件となっています。

続きまして、申請番号6をご覧ください。

6番、申請地は小曾根町地内の畑、800㎡となっています。転用の用途は、太陽光発電用地で、太陽光発電パネル168枚を設置しようとするもので、申請内容は記載のとおりです。

契約内容は賃借権の設定、農地区分は第2種農地です。議案書の130ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書10ページにお戻りください。各基準は3番と同様になっております。

以上、5条許可の審議案件、合計6件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

本件は一括審議といたします。

本件について、意見を求めます。

仲江川委員。

2番

2番 仲江川です。

5番の蓄電設備とはどういったものなのか、具体的に説明をお願いいたします。

主任

蓄電池を申請地に置きたいという申請でございます。昨今、太陽光発電パネルを使用した発電が多くございますが、昼間は発電量が多く、供給も多いのですが、夜になると発電ができないので、昼間余剰に発電した分を蓄電池にためておきまして、夜に売却するというところで聞いております。

今回、申請者はパネルを設置しない計画になっておりますので、昼間余剰電力を買って、それをためておいて夜に売るということでございます。

通常、太陽光パネルとセットで蓄電池を置かれたり、住宅などでパネルを屋根に設置して蓄電池を置かれる方もいらっしゃいますが、それとはまったく



ことを確認しました。対象地の西側は山林と近接しており、その他の3辺が宅地に囲まれている状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な土地と判断いたしました。

結論として、調査班は非農地として判断いたしました。以上で、報告を終わります。

議長 14番 齋藤委員。

14番 齋藤です。

実情調査の結果を報告いたします。

大岩町内の2筆について、対象地は集落に近い山の裾野にあり、雑木が繁茂していることを確認しました。周囲が山林と隣接している状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な土地と判断いたしました。

結論として、調査班は非農地として判断いたしました。以上で、報告を終わります。

議長 11番 岩下委員。

11番 岩下です。

実情調査の結果を報告いたします。

小俣町内の対象地3筆について、2筆は県道沿いの擁壁の近く、残り1筆は杉林と隣接しており、いずれも雑木が繁茂していることを確認しました。県道および擁壁による分断や周囲が山林と近接している状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な土地と判断いたしました。

結論として、調査班は非農地として判断いたしました。以上で、報告を終わります。

議長 名草地区 三重地区 小俣地区

報告のあった地区順に推進委員から意見等ございますか。

特にございません。

特にございません。

特にございません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号はそのように決定いたしました。

続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書12ページをお開きください。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

13ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設



定及び所有権移転の総括表です。賃貸借設定について件数が10件、面積が30,784㎡です。

所有権移転については件数1件、面積は1,864㎡です。

詳細につきましては、貸借権設定を14ページから16ページまでに、所有権移転を17ページに掲載しております。

審議の後、承認をいただきましたら、9月29日付けで公告の手続きを行います。よろしくお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。

次の議題について関連事案がありますので、桐生職務代理と議長を交代いたします。

【午後3時35分 議長交代】

議長 続いて、同じく議案第4号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書18ページをお開きください。

農用地利用集積計画一括方式（農地中間管理事業）の決定について、ご説明いたします。

19ページの総括表をご覧ください。改正前の農地中間管理事業法に基づく賃貸借権設定になります。

件数が242件、540筆、面積は642,857.89㎡となっております。

はじめに集積計画一括方式について説明いたします。

一括方式とは、出し手、受け手、農業公社の三者のマッチングがあらかじめ整っている場合で、市長が公告することで出し手から機構、機構から受け手への農地の権利移動が一括して行われるものになります。こちらは手続きの簡素化、短縮を図るために創設されたものになります。

また、今回の計画につきましては百頭・県町圃場整備に係るものになります。農地中間管理機構が借入れている農地を対象としまして、農業者の方から費用負担を求めずに、県が圃場整備を行う事業となっております。

事業を利用するにあたりまして、要件の一つに事業対象農地すべてについて15年以上の農地中間管理権、機構への貸し出しの設定が必要となるため、今回事業対象区域の地権者及び耕作者から申請があったものになります。

続きまして21ページをお開きください。

申請番号4番 貸借権設定につきまして賃料が0円となっております。他にも今回240件中、60件ほどが同様に貸借権設定で賃料が0円となって

おりますが、これは出し手と受け手が同一もしくはご家族だったり、個人と法人であったりという状況の時に、自己戻しといわれるもので起こりえることでありまして、本来賃借料の支払いがない貸し借りについては民法で規定するところの使用貸借に該当することになります。

ただし、今回圃場整備に係る貸し借りにつきましては、賃貸借の期間が15年以上と長期にわたるため、将来耕作者の方が変わる可能性があるので、使用貸借契約から賃貸借契約に切り替える際に手続きが煩雑になることが想定されるため、各種変更手続きで対応するために、0円で賃貸借としているところであります。この件につきましては、県と農業振興公社が協議済であることを確認しております。

続きまして、28ページの申請番号21番をご覧ください。

受け手が法人となっております。他にも4申請提出されておりますが、今回農地所有適格法人として契約したいという相談がございました。

農地所有適格法人は要件を満たせば、農地の所有、賃貸借が可能な法人となります。8月の運営委員会において、適格法人としての4つの要件を満たしていることを確認しております。今回の賃貸借権設定の審査において適当となったときにはじめて農地所有適格法人として認められることとなります。

適格法人につきましては、その要件を満たしているか、毎年農業委員会宛の報告書の提出が必要となりまして、その都度審査することとなっております。

審議の後、承認をいただきましたら、9月29日付けで公告の手続きを行う予定になっております。よろしくお願いたします。

議長 本件は先に1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、9番 星野委員の退席を求めます。

【午後3時43分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

3番 岡田委員。

3番 岡田です。

今回の議案は、機構関連農地整備事業として圃場整備をするための審議だと思います。事業が採択になるまでは、中間管理機構をとおさなければならないと思いますが、所有者の負担がゼロになるということで申請されたものと思います。

今回の申請がとおって、事業認可が下りた後、機構との契約の変更をしなければならないと思いますが、その辺の説明をしていただきたけたらありがたいです。

議長 事務局の説明を求めます。

主査 ただいまの質問に対してお答えいたします。

今回契約した内容で終期まで続くと想定していますが、何らかの事情で契約をし直さなければならないことも発生すると思います。少なくとも事業採

扱までは現契約を維持し、採択後は契約の変更を行うことになると思われませんが、実際にいつ頃になるのかは、申し訳ございませんが事務局では把握しきれれておりません。

議長

3番 岡田委員。

3番

把握できていないことはわかりましたが、今後この契約を変更しなければならないと思うのですが、圃場整備の形ができれば、大きい区画を1人の方が担うことになるので、そうすると必然と今日審議をした契約内容を再度契約し直すということによろしいのですよね。

主幹

本日の議案は、まだ換地先がわからない現状での契約でございます。今後は、圃場整備が進みますと大きな区画ができてまいります。その際には、本日の議案の契約というのは17年間の契約期間がございますので、土地に契約が付随したまま換地が進むことになるかと思えます。換地後に耕作者が変わるようであれば、再度契約をし直すということになるかと思えます。

3番

ですから、その時はまた契約変更の審議がなされますよねという質問です。

主幹

岡田委員のおっしゃるとおりです。

議長

12番 本島委員。

12番

12番 本島です。

議案説明の中にはありませんでしたが、賃借料に7,000円と8,000円がありますが、農地バンクの場合は一律ではないのですか。小曾根町は一律で結んだ気がするのですが。

主査

こちらにつきましては、今現在以前から機構と貸し借りをしている方は8,000円、今回改めて機構との貸し借りを結んだ方が7,000円ということで、県・百頭地区の方々で取り決めがされたものになります。

12番

問題は起きないのですか。

主査

こちらは、一度契約した後、3年ごとに見直しすることが可能ですので、作り手と出し手で調整して金額を変えたいということになれば、可能です。

12番

分かりました。

議長

他にございますか。

では、異議なしと認め、中間管理事業分 1番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した星野委員の出席を求めます。

また、星野会長と議長を交代いたします。

【午後3時53分 出席・議長交代】

議長

続いて、2番から242番までを上程いたします。

本件について意見を求めます。

主幹

議長、よろしいでしょうか。

議長

事務局。

主幹

議案書の20ページの1番を先ほど議決いただきました。

ただいま上程いたしましたのが、2番からで中間管理事業分を審議いただいております。

局長 今回、一括貸付けが令和5年10月1日で契約をするものについて、提案させていただきました。現在、機構との契約をされている方がおりますが、その方ともいったん9月30日付でいったん契約を解除して、10月1日から契約を適用という形になりますので、1日でも日にちの空白があると契約も穴が開いてしまうので、9月30日付けの契約解除については、来月10月に報告いたしますので、あらかじめご承知おきください。

議長 よろしいですか。

それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 中間管理事業分はそのように決定いたしました。

続いて、議案第5号 令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の116ページをお開きください。

議案第5号 令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書(案)について、ご説明いたします。

本案件は、8月の全員協議会で素案についてご協議いただきました。その際、修正等ご指摘をいただいた点につきまして、9月14日に開催いたしました運営委員会で再度、ご協議をいただきました。運営委員会で決定した修正内容についてご説明します。

117ページをご覧ください。ページの左側、前文の1行目です。修正前は「国民の生活に欠くことのできない食料を供給し」としておりましたが、「食料」の後ろに、「・飼料」の文言を追加し、農業の定義を正確なものいたしました。

次に、119ページをお開きください。左側一番上の項目、「農業体験」のうち、2行目「農業体験学習」の前に、「次世代を担う子どもたちへの食育や」の文言を追加し、農業体験学習の意義を明確にいたしました。

また、ページ右側最後の項目、「水害対策について」のうち、下から3行目、「排水対策及び雨水流出抑制対策を」の後ろに、「国・県への働きかけを含め」の文言を追加し、市だけではなく、より大きな河川等を管理する国・県に対しても要望が届くよう併記いたしました。

本日、議案書の内容でご承認をいただきましたら、この後17時から、足利市長へ意見書を手渡しすることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第5号はそのよう決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案第5号後ろ、資料の前に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第4回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午後4時00分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年10月25日

足利市農業委員会

3番委員

13番委員